

解体工事業に係る建設業許可の経過措置期間の終了について

1. 概要

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」が公布されたことにより、平成28年6月1日（法施行日）から建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されています。

これまで解体工事は既存の「とび・土工工事業」の業種区分の中に含まれていましたが、「とび・土工工事業」から分離独立する形で、解体工事のみを施工する専門業種として「解体工事業」が新設されています。したがって、平成28年6月1日以降、税込500万円以上の解体工事を施工する場合は、「解体工事業」の建設業許可を受けることが必要となりました。

2. とび・土工工事業の建設業許可の経過措置について

解体工事業が新設されたことに伴う経過措置として、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成31年5月31日までの間は、解体工事業の建設業許可を受けずに解体工事を施工することが可能でした。

しかし、経過措置期間終了後（平成31年6月1日以降）、解体工事業の建設業許可を受けていない場合は、解体工事を施工することができません。それ以降も税込500万円以上の解体工事を施工する場合は、経過措置期間終了までに解体工事業の建設業許可を受ける必要がありますのでご注意ください。

なお、税込500万円未満の解体工事を施工する場合でも、この経過措置の適用を受ける建設業者以外の者は、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可か建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）による解体工事業の登録がなければ施工することができません。

3. 伊賀市発注の解体工事業への入札参加について

伊賀市が発注する公共工事の入札に参加するためには、「伊賀市入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という）」に登載されている必要があります。

経過措置期間終了後（平成31年6月1日以降）も、解体工事業で発注される入札に参加するためには、解体工事業の建設業許可を受け、経営事項審査において解体工事業を審査対象業種として受審しなければなりません。そのうえで、平成31年5月31日までに公益財団法人三重県建設技術センターに、解体工事業に係る「希望業種の追加」の共通変更届を提出し、名簿に登載される必要があります。

【入札参加資格者名簿（平成31年6月1日登録）に登録される場合の手続きの目安】

時期	各種手続き
—	建設業許可申請 解体工事業を業種追加 標準処理期間が50日ですので余裕をもって申請を行ってください。
H31.1	経営事項審査 受審 結果通知書が発行されるのは受審月の翌々月の20日です。 平成31年1月に受審すれば、平成31年3月20日に発行されます。
H31.3	共通変更届の提出 希望業種（解体工事業）の追加 平成31年5月31日までに三重県建設技術センターに提出。
H31.6	伊賀市入札参加資格者名簿（平成31年6月1日登録）に登録

※ 遅くとも平成31年1月の経営事項審査において解体工事業を受審し、平成31年5月31日までに共通変更届を提出しなければ、経過措置期間が終了する平成31年6月以降、伊賀市が解体工事業にて発注する入札に切れ目なく参加することができなくなります。

※ 伊賀市以外の入札参加資格者名簿の登録時期については、それぞれで異なりますので、各発注機関にお問い合わせください。

4. 経過措置のイメージ図

